



「法令遵守及び企業倫理に関する指針」を定め、毎年社員教育を行っていますが… 不当労働行為を繰り返す JR 東日本会社！

憲法で保障された労働者の権利を確保するために、労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する次のような行為を「不当労働行為」として禁止されています。健全で働きがいの持てる職場を実現するために JTSU-E を結成してまもなく1年を迎えようとしていますが、昨年12月には東京都労働委員会に救済申し立てを行った「八王子駅での組合パンフレット配布に対する不当処分事件」をはじめ、陰に陽に不当労働行為が繰り返されています。

労働組合法第7条

- 組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止（第1号）



昇進試験に向けた面接練習の際、組合に所属していたら試験には合格出来ないといった趣旨の圧力が掛けられる

- 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助の禁止（第3号）



勤務時間外に組合が作成した「会社施策に対するアンケート」を役員が手渡しした後、組合未加入の社員に対し「役員から話をされたら報告しろ」等と聞きまわりアンケートを没収、役員に対しては「**就業規則第23条違反**」のみを理由に何度も事情聴取の面談が行われる

就業規則第23条（勤務時間中等の組合活動）とは？

社員は、会社が許可した場合のほか、**勤務時間中**に、又は会社施設内において、組合活動を行ってはならない。

**JR 東日本会社は不当な差別・圧力を直ちに止め、
企業内組合に対して正当な組合活動を認めるべきだ！**